

令和7年9月5日

報道機関各位

長岡市教育委員会
教育部教育総務課長

市立学校における学校預り金の不正経理について

長岡市立学校において学校預り金の不正経理が判明したのでお知らせします。

記

1 概要

長岡市立学校において、当該学校に勤務する事務職員（県費負担教職員）が、学校の管理する保護者からの預り金等（学年教材費、修学旅行積立金等）について不正経理を行い、着服していたもの

2 これまでの経緯

令和7年5月11日 当該事務職員が学校長に対し、預り金を着服したと申出
5月16日 市教育委員会が当該事務職員とともに警察へ届け出
9月5日 市教育委員会の内部調査を完了し、県教育委員会へ報告

3 着服した額

13,469,915円

令和4年7月から令和7年5月までの間に着服した合計額であり、内部調査によりこれまでに判明した額。なお、すでに全額が返済されています。

4 懲戒処分等について

任命権者である新潟県教育委員会が今後決定します。

5 金澤俊道・教育長のコメント

市立学校においてこのような不正行為があったことを大変申し訳なく思います。今後このようなことがないよう、改めて学校に対する指導を徹底してまいります。

（ 問合せ：教育総務課 佐藤
電 話：0258-39-2238 ）